



社会人野球チームとBCリーグチームとの交流試合の実施に関する協定書

公益財団法人日本野球連盟(以下「JABA」という。)とプロ野球独立リーグ BC リーグを運営する株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティング(以下「BC リーグ」という。)は、加盟する野球チーム間の交流試合の実施について以下のとおり協定書を締結する。

1. 交流試合の目的

相互の友好親善、技術向上を図ることを目的とする。

2. 競技規則の遵守

公認野球規則により交流試合が行われるものとする。また、それぞれの内規等の取り扱いについては、当該チーム間の協議により決定するものとする。

3. 交流試合を行うことができるチーム、役員及び選手構成について

(1) JABA

- ・チーム JABA登録規程に基づき加盟登録した加盟チームであることとする。
- ・役員及び選手構成 JABA登録規程に基づき競技者登録を完了した競技者であること。

(2) BC リーグ

- ・チーム BCリーグの規程に基づき加盟登録した球団であること。
- ・役員及び選手構成 BCリーグの規程に基づき球団と契約を締結している役員及び選手であること。
また、選手契約を締結していない練習生等の出場は認めない。

(3) その他の合意事項

- 傷害保険は各チーム及び選手が加入していること。
- 義務教育を修了していない選手の出場は認めない。

4. 有料試合や大会の開催

- (1) 有料試合は行わない。
- (2) 大会やリーグ戦は行わない。

5. 審判員

審判員の手配は、当該チーム間で協議のうえ行う。

- ① JABA審判員の内、高校・大学の審判員を兼務している審判は、あらかじめ、日本学生野球協会の承認を得た者でなければならない。
- ② 手当は、それぞれの規程による。

6. 申請と承認

<申請手続き>

- ① 開催についての詳細は、当該チーム間(又は、連盟、協会など)で協議して決める。
- ② 当該チームは、事前に申請書を提出することとする。
※BCリーグ加盟球団は、BCリーグ運営部へ申請書を提出する。
※JABA加盟チームは、JABAへ申請書を提出する。
- ③ BCリーグとJABAは、それぞれ提出された書類内容を確認し各チームに返答する。
- ④ 試合終了後、試合結果を報告する。

<申請事項>

- ① 対戦チーム ② 開催期日 ③ 開催球場 ④ 担当者連絡先 ⑤ 審判員、記録員の手配方法

⑥その他必要と思われる事項。

<試合結果の報告>

①試合結果については、イニングスコア及びバッテリー、長打などを報告する。

※試合結果は、BCリーグのチームは、BCリーグ記録部へ、JABA加盟チームはJABAに報告をする。

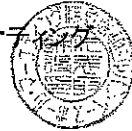
7. 協定書に記載のない事項については、両者、誠意をもって解決に努めるものとする。

2014年1月28日

公益財団法人 日本野球連盟
会長 市野 紀生



株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティング
代表取締役 村山 哲二





社会人野球チームと四国アイランドリーグ plus チームとの交流試合の実施に関する協定書

公益財団法人日本野球連盟(以下「JABA」という。)と四国アイランドリーグ plus(以下「IL」という。)は、加盟する野球チーム間の交流試合の実施について以下のとおり協定書を締結する。

1. 交流試合の目的

相互の友好親善、技術向上を図ることを目的とする。

2. 競技規則の遵守

公認野球規則により交流試合が行われるものとする。また、それぞれの内規等の取り扱いについては、当該チーム間の協議により決定するものとする。

3. 交流試合を行うことができるチーム、役員及び選手構成について

(1) JABA

- ・チーム JABA登録規程に基づき加盟登録した加盟チームであることとする。
- ・役員及び選手構成 JABA登録規程に基づき競技者登録を完了した競技者であること。

(2) IL

- ・チーム ILの規程に基づき参加している球団であること。
- ・役員及び選手構成 ILの規程に基づき球団と契約を締結している役員及び選手であること。
また、選手契約を締結していない練習生等の出場は認めない。

(3) その他の合意事項

- 傷害保険は各チーム及び選手が加入していること。
- 義務教育を修了していない選手の出場は認めない。

4. 有料試合や大会の開催

- (1)原則として有料試合は行わない。
- (2)大会やリーグ戦は行わない。

5. 審判員

審判員の手配は、当該チーム間で協議のうえ行う。

- ① JABA審判員の内、高校・大学の審判員を兼務している審判は、あらかじめ、日本学生野球協会の承認を得た者でなければならない。
- ② 手当は、それぞれの規程による。

6. 申請と承認

<申請手続き>

- ①開催についての詳細は、当該チーム間(又は、連盟、協会など)で協議して決める。
- ②当該チームは、事前に申請書を提出することとする。
※IL加盟チームは、ILへ申請書を提出する。
※JABA加盟チームは、JABAへ申請書を提出する。
- ③ILとJABAは、それぞれ提出された書類内容を確認し各チームに返答する。
- ④試合終了後、試合結果を報告する。

<申請事項>

- ①対戦チーム ②開催期日 ③開催球場 ④担当者連絡先 ⑤審判員、記録員の手配方法
⑥その他必要と思われる事項。



<試合結果の報告>

①試合結果については、イニングスコア及びバッテリー、長打などを報告する。

※試合結果は、L加盟チームは、Lへ、JABA加盟チームはJABAに報告をする。

7. 本協定書に記載の事項等について疑義が生じた場合は、両者、誠意をもって解決に努めるものとする。

2014年2月10日

公益財団法人 日本野球連盟
会長 市野紀生



四国アイランドリーグ plus
代表取締役 鍵山

